

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 6 年 10 月 31 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

1 平成 29 年度定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>公園台帳について</p> <p>都市公園法第 17 条第 1 項では、「公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」とされている。さらに、都市公園法施行規則第 10 条第 4 項で、「記載事項に変更があったときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。」とされている。しかしながら、台帳は作成されているものの、記載事項が更新されていないものが多く見受けられた。</p> <p>順次すべての公園について台帳の記載内容の確認を行い、台帳の整備を進めるべきである。定期的に台帳の記載事項の確認・更新を行い、関係法令に則った適正な公園管理に努められたい。</p> <p>特に 5,000 m<sup>2</sup>以上の公園については早急に台帳を整備されたい。少なくとも公園の現況を把握することが肝要である。</p>	<p>特に優先すべきとの指摘を受けました面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の公園（全 5 公園）の台帳整備につきましては、令和 4 年度に更新完了いたしました。</p> <p>しかし、精査を行いましたところ、誤差がありましたので、引き続き台帳整備いたします。</p> <p>本年度は、上記 4 公園及び面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公園（全 16 公園）について、公園台帳の内容確認・更新を、6 か月間会計年度任用職員を用いて行っております。</p> <p>引続き、適正な公園管理に努めてまいります。</p>	<p>R6.6.7</p>

<p>道路用地の借入について</p> <p>相続人が多数となっている土地や所有者の所在把握が困難な土地等については、事業の推進において様々な支障が生じているため、国土交通省がガイドラインを作成している。</p> <p>道路用地は取得が原則であり、平成 22 年度の土地賃貸借契約締結の起案文書でも、契約相手方と用地買収について今後とも継続協議を行うという確認がとれている。</p> <p>遺産分割協議が終了していない土地に関して、相続人の一人と賃貸借契約をしているが、その契約の有効性についても検討を行うとともに、国土交通省のガイドライン等を参考にされ、当該用地取得に向けて努力されたい。</p>	<p>用地取得に向け土地管理人（相続人の一人）に相続手続きを促すとともに、市も協力しているところですが、相続人が多数おられるため費用負担が相当かかることが予想され、用地買収額では見合わないとの理由で協力が得られない状況です。</p> <p>なお、国土交通省のガイドラインは、所有者が把握できている本件には適用されず、相続登記をしないまま所有権移転登記を可能とする制度ではありません。</p> <p>また、道路用地として利用する権原が必要であることから、やむを得ず賃貸借契約を締結しています。賃貸借契約の解除は市道として長い間利用いただいている市民の不利益につながる可能性があります。</p> <p>所有者不明土地に関しては全国的な問題となっており、現在解消に向け民法や不動産登記法の改正が行われている状況であることから、今後これらの施行状況を見ながら相続手続きを促し、用地取得につなげていきたいと考えています。</p> <p>さらに、賃貸借契約の相手が高齢であるため、現時点で、契約相手と合意している内容について令和 6 年 4 月 2 6 日付けで覚書を締結しました。</p>	R6. 6. 7
--	---	----------

## 2 平成 30 年度第 1 期定期監査及び行政監査

### 監査の結果及び措置状況（健康福祉部高齢者支援課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金等について</p> <p>補助金等が交付されている団体について、その補助金額を上回る繰越金が生じている団体が見受けられた。</p> <p>地方自治法第 232 条の 2 では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要性や公平性等を踏まえ、補助対象や金額が妥当であるかという点につい</p>	<p>老人クラブ関係事業については、平成 29 年度に補助金交付規則を制定し、申請から実績報告までの事務手続きを規定した。繰越金の取扱については規定していない。</p> <p>老人クラブの活動については、老発第 0615001 号平成 21 年 6 月 15 日厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」の一部改正に</p>	R6. 6. 7

<p>て適切に判断する必要がある。</p> <p>今回のような補助金額を上回る繰越金が生じている状況を看過していることは、本来補助金が交付される必要があるのか甚だ疑問である。</p> <p>繰越金の限度額を認める必要性があるのであれば、補助の目的や対象、繰越金の取扱い等について、補助要綱等を規定し、基準を明確にすべきである。</p>	<p>ついて の「老人クラブ活動等事業実施要項」に「1. 目的 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点から、その活動及び役割が今後ますます期待されているところである。このため、本事業を通じて老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。」とされており、高齢者の社会活動促進を目的として、老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の事業を補助対象としている。</p> <p>これに基づき、福岡県は福岡県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱を制定し補助基準を設けている。</p> <p>老人クラブについては、補助基準額は月額 3,880 円×12 月＝46,560 円と設定され、補助率 2/3 の 31,040 円が補助金として市に交付される。</p> <p>また、市が補助対象とする老人クラブを適正クラブとみなし、会員数、活動延べ月数とともに適正クラブ数も算定基準に含まれている。繰越金が多いことを理由に補助対象クラブから除外すれば、県のクラブ数の集計からも除外されるため、本市の高齢者社会活動促進事業の衰退と受け取られる。</p> <p>現行の 51,840 円は県助成基準額と大差ない金額であり、年間の単位クラブ活動に対する補助金として毎年必要な額と考えている。</p> <p>また、監査委員のご指摘を受けて、繰越金について長寿クラブ連合会事務局に対し問題提起を行い一定の理解は示されたものの、「年度当初の資金繰りのため」「周年事業に備えた繰越」等、各クラブそれぞれの理由があり、繰越金の内容を精査したうえで慎重に議論する必要がある、という見解であった。</p> <p>令和 4 年度に近隣市に同補助金の</p>	
---	--	--

	<p>取扱いについて聞き取りをしたところ、老人クラブの日常的な活動を支援する目的の補助金であり国の財源も入っている。老人クラブ活動の基礎的な費用ととらえている、との意見であった。多額の繰越金を有する単位クラブに対しては事業で会員へ還元する、周年事業の積立について会計を別にするなど、口頭で指導している自治体もあり、取組事例を参考に今後検討していきたい。</p>	
--	--	--

### 3 平成 30 年度財政援助団体等監査

#### 監査の結果及び措置状況（健康福祉部福祉課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>補助金交付規程について</p> <p>本市の補助金は、国が実施する「高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱」及び「高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）執行方針」に準じて交付されており、手続きも同様であるとの説明であった。</p> <p>しかし、市の補助金交付規程には補助対象事業、補助対象経費に関する記載がない。</p> <p>補助金交付規程の中で、補助対象事業、補助対象経費を明確に定めるべきである。</p>	<p>令和 3 年 4 月 1 日に「太宰府市補助金等交付規則」が施行されたことから、これに沿って「公益社団法人太宰府市シルバー人材センター補助金交付規程」についても指摘事項を踏まえ内容を検討中。</p>	R6. 6. 6
<p>補助金交付の適正な審査について</p> <p>福祉課は、本補助金の交付決定にあたって、国による補助金と同じ補助基準で実施していることから、国の補助金交付の採択をもって、市の補助金交付決定としている。また、国へ提出された補助金実績報告書を市補助金に対する正しい実績報告書と見做し、市として実質的な審査を行っていなかった。</p> <p>補助金執行の適正性を判断するためには、事業内容や収支計算書を精査し、補助金の積算根拠を明確にするとともに、補助金の対象経費であるかを実際に</p>	<p>補助対象経費は明確に定められていないものの、審査については補助金申請及び実績報告の提出資料を基に国の補助金の積算根拠と算定方法を確認し、総事業費や国補助対象経費を把握したうえで、市の補助金の充当項目の対象経費に対して国補助との重複や不適切な項目への充当がないかなどの視点で審査を行い決定している。</p> <p>補助金申請及び実績報告の添付必要資料等については、現在の審査の</p>	R6. 6. 6

<p>帳簿及び領収書等で確認すべきところである。</p> <p>補助金は、市が支出しているものであり、補助目的が達成できているのか事業実績を確認し、指導を行うなど補助金交付の適正な審査を行われたい。</p>	<p>際にも不足する資料の追加提出を求めており、これらをもとに今後提出資料や様式を定めるよう考えている。</p>	
---	--	--

#### 4 令和元年度財政援助団体等監査

##### 監査の結果及び措置状況（教育部文化学習課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>いきいき情報センターの管理について</p> <p>いきいき情報センターの指定管理協定書及び仕様書には、文化学習情報センター、生涯学習センター及びいきいき情報センター駐車場を管理するほか消防用設備やエレベーター、機械警備等の施設全体に関わる設備の保守点検業務等が規定されている。</p> <p>しかし、防災や危機管理等における建物全体の施設管理者としての業務、共有フロアや設備に係る業務、他団体占有スペースの管理及び管財課所管の普通財産の付帯設備の管理等において、一部業務範囲や責任の所在が明確にされていない状況が見受けられた。</p> <p>それらの業務には、文化学習課の事務分掌外のものも含まれているが、現在、指定管理協定書第 21 条に緊急時の対応について規定もあり、建物の管理上、振興財団が一部担っている。</p> <p>いきいき情報センターの管理体制について、文化学習課の責任範囲（事務分掌）を明確にしたうえで、振興財団へ指定管理する業務内容を仕様書に記載するとともに、関係各所へ指定管理の内容を了解させる必要があるものと思われる。</p>	<p>令和 5 年度からいきいき情報センターの 1 階部分の管理を文化学習課で行うこととなり、共有フロア、他団体占有スペースの関係業務を文化学習課へ移管して行っています。</p> <p>なお、1 階共有フロア部分の活用のあり方など、他課と協議を要する案件があり、建物全体を指定管理業務とするまでには至っていません。</p> <p>今後、一括管理の実現に向けて指定管理者と継続して協議を進めていきます。</p>	R6. 6. 7

5 令和2年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（観光経済部観光推進課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>補助金交付について</p> <p>補助項目間の流用や補助対象外の負担金への支出が行われており、補助金申請時や実績報告時における申請内容の確認、実績報告内容の確認等が不十分な状況が見受けられた。流用に係る経費及び対象外の支出については、返還を求められたい。</p> <p>このような事態が生じたのは、補助金交付要綱等が未整備のため、補助金交付目的や補助対象経費の取扱い（流用等）、補助金交付申請及び実績報告時の手続きが明確にされていないためである。</p> <p>早急に補助金交付要綱等を整備し、補助金申請時の目的及び使途、並びに精算時の指導等を行われたい。</p>	<p>補助金の項目間の流用及び補助対象外の負担金への支出については、観光協会に対し、対象外と考える支出の返還を求め、返還処理を令和3年度内に完了した。</p> <p>補助金交付要綱等の整備については、令和6年3月に「一般社団法人太宰府観光協会補助金交付規則」を制定しそれに準じて補助金事務を行っている。</p>	<p>R6.6.3</p>
<p>太宰府館内の観光協会事務所の貸借関係について</p> <p>太宰府館内に観光協会の事務所が設置されているが、市と観光協会との貸借契約等が交わされていない。太宰府館は行政財産であるため「太宰府市公有財産規則」に基づき公有財産使用許可の手続きが必要である。同規則第37条に基づく貸付料の徴収、及び同規則第32条に基づく施設の使用に係る管理上必要な経費及び光熱水費等の費用負担を含め、適正な措置を講じられたい。</p> <p>また、観光協会の会則に規定されている事務所の所在地の表記を、実態に則した規定に改正するよう指導されたい。</p>	<p>太宰府館の使用許可申請及び行政財産使用料・光熱水費等について、令和5年度から負担いただいている。</p> <p>また、観光協会の事務所所在地の表記については、令和3年度観光協会総会（6月）において実態に即した規定に改正を行った。</p>	<p>R6.6.3</p>

6 令和3年度財政援助団体等監査

監査の結果及び措置状況（教育部文化財課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>（古都大宰府保存協会分） 補助金の経理及び収益事業について 保存協会に対する補助金の目的となる経費は、嘱託職員、臨時雇、役員の人件費等とされており、保存協会の正味財産増減計算書内訳表において、補助金は経常収益に、人件費等は経常費用に、それぞれ公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計へ振り分けられて記載されていたが、振り分けられた補助金（経常収益）と人件費等の金額（経常費用）が符合しない箇所が見受けられた。公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計それぞれにおいて、補助金収入と補助金の目的たる支出が符合するように事業ごとの区分経理を行い、適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>なお、収益事業に補助金を交付することについては、疑念があるところである。</p> <p>また、収益事業等会計に計上される収益事業は「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」、「会員向け事業」の2つとされている。</p> <p>収益事業のうち「史跡解説パンフレット・書籍等の制作・販売」は、事業の収支が経常的な赤字を抱えていることもあり、一方で大宰府史跡保存に関する広報普及を図るための事業の1つの方策とも考えられるため、この事業を公益目的事業の「史跡保存に関する広報普及事業」に含ませることを再検討されたい。</p>	<p>事業内容とその予算の組み立て、それに対して公益法人会計が求める収支相償とが難しいため、補助金配賦については、平成25年度の公益認定申請時から現在のような処理を行ってきたと説明を受けています。ただご指摘のように事業毎の配賦状況が見えにくいという課題があり、補助金の目的たる支出が符号しているかどうかの確認ができていませんでした。</p> <p>このため、事業実施における適正な予算の組み立てを行うため、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を精査し、補助金収入・目的に支出の流れがわかる事業毎の区分経理を行うよう、予算書の組み立てを指導します。</p> <p>その際、収益事業に補助金を充てないよう指導し、また「史跡解説パンフレット・書籍等の制作販売」は「史跡保存に関する広報普及事業」に含むよう再検討いたします。</p>	<p>R6. 6. 7</p>
<p>（文化財課分） 補助金の審査及び契約書等への補助金の明記について 補助金の実績報告について文化財課</p>	<p>収益事業を含む事業費に振り分けられている補助金について精査し、補助金を適切に執行するため、事務・</p>	<p>R6. 6. 7</p>

<p>は審査を行っているが、上記の補助金と補助金の目的たる支出が符合しないことについては確認していなかった。補助金の所管課として実績報告を十分精査されるとともに、事務及び会計処理について適切に指導されたい。</p> <p>さらに、保存協会が受託している史跡保存広報事業や史跡整備事業、大宰府展示館や水城館の指定管理事業の契約において、これらに係る人件費は各事業の契約額には計上されず補助金で賄われている実態があるので、この点については、契約に係る費用が市民に分かるよう契約書等に明記しておくべきである。</p>	<p>会計処理について検討を進めてまいります。</p> <p>改善点について、史跡管理・普及啓発等受託事業における人件費を補助金で賄っていることについて、令和5年度契約より契約書等に明記しております。</p> <p>なお、指定管理事業における人件費については、上記の「事業実施における適正な予算の組み立てを行う」ことを念頭に、令和5～7年度契約の際、一部の人件費を指定管理料に含めました。このように措置をとっていますが、指定管理契約のみの人件費振分けはまだ課題があり、このため、補助金で賄っていることについての契約書明記は、当該期については保留としています。</p>	
---	---	--

7 令和4年度第1期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（市民生活部環境課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>太宰府北寿苑跡地の活用について</p> <p>令和2年度第1期定期監査及び行政監査の指摘事項「太宰府北寿苑跡地の活用について」の措置方針について、令和4年6月9日付で通知を受理した。この通知において、今後地元との協議を継続し、当該跡地の活用について検討を進めるとのことであるが、このような状況が長期に継続すれば、多額の管理経費がかかることとなり、遊休地の有効な活用の観点からも早急な解決を図られたい。</p>	<p>北寿苑跡地活用については、大野城太宰府環境施設組合と跡地の有効な活用方法について協議を進めている。</p>	<p>R6.5.31</p>

監査の結果及び措置状況（総務部地域コミュニティ課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>地域運営支援助成金について</p> <p>各自治会及び校区自治協議会（以下「自治会等」という。）の決算報告を見ると、翌年度への繰越金が増加している。これはコロナの影響と思われる。助成金は、自治会等の活動の維持・活</p>	<p>令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各自治会及び各校区自治協議会にて令和4年度まで中止になっていた実施事業が再開し始めましたので、交付要綱等の見</p>	<p>R6.6.7</p>



<p>性化を目的とするものである。したがって、事業の中止等により費用が削減された場合は、返還を求めるのが基本である。</p> <p>しかし、補助金の交付要綱等の整備が不十分なため、繰越の限度額の設定もされず漫然と繰越額が増加している実態である。地域コミュニティ課においては、交付要綱等の整備を進めるとともに、自治会等の自主的な活動を推進するために市の指導の下に繰越金の適正な執行を求めるべきである。</p>	<p>直しは行わず、積極的な事業実施を促しました。</p> <p>各決算書を確認したところ、各自治会及び各校区自治協議会とも、半数以上で繰越額が減少しましたが、一部の事業実施を見送った自治会では依然として、繰越額が増加しているのが現状です。</p> <p>令和6年度については、ほとんどの事業が再開されることが見込まれますので、引き続き適正な執行を促しつつ、繰越額が増加している現状を踏まえ、交付規則等の整理について、自治会と協議をしていきます。</p>	
---	---	--

## 8 令和4年度財政援助団体等監査

### 監査の結果及び措置状況（観光経済部産業振興課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>(産業振興課分)</p> <p>補助金交付事務について</p> <p>商工会補助金の交付申請時の事業内容には、経営改善普及事業と地域総合復興事業を補助対象事業とされていたが、交付申請時や実績報告時における補助対象経費の確認等が不十分で、申請書に記載がない管理費にも支出されているため、補助金の返還を求められたい。</p> <p>なお、太宰府市補助金等交付規則に基づき、交付申請時の収支予算書等補助対象経費が明確となる資料の確認や実績報告時の収支決算書について十分精査されることが望まれる。さらには、補助金交付申請や実績報告時の起案文書への理由等の記載、様式の使用について、事務処理等を適正に実施するよう努められたい</p> <p>また、商工会に対する補助対象事業については、産業振興課の説明によれば、交付根拠を「申し合わせ」であるとされているが、その記載をした文書がなく、公金支出の適正化を図るため、商工会との合意内容について太宰府市補助金等交付規則に反しない限り、早急に明文化し、産業振興課独自の交付要綱の整備を</p>	<p>令和5年3月20日に管理費に充当された307,977円の返還が完了した。</p> <p>令和6年3月29日公布、令和6年4月1日施行にて太宰府市商工会補助金交付規則を制定し、公金支出の適正化を図った。</p>	<p>R6.5.31</p>

図られたい。		
--------	--	--

## 9 令和4年度学校監査

### 監査の結果及び措置状況（教育部学校教育課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>学校徴収金の未納金に関する取扱いについて</p> <p>学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合徴収できている状況であった。</p> <p>未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。</p>	<p>各学校においては、引き続き未収入金の回収に努めるとともに不納欠損処理の方法等につきまして、債権管理条例の整備等、全庁的に取り組む必要がある部分がありますが、ご指摘のように実態を踏まえた方法について内規を整備し、対応を進めていきます。</p>	R6. 6. 6

## 10 令和4年度工事監査

### 監査の結果及び措置状況（都市整備部上下水道施設課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>建設工事及び設計・調査等委託業務の成績評定について</p> <p>建設工事に係わる工事の成績評定は、その実施に関して必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的としている。</p> <p>また、設計・調査等委託業務についても同様であると考えため建設業者のためにも福岡県建設工事工事成績評定要領や太宰府市建設工事成績評定要綱に基づいて活用していただきたい。</p>	<p>建設工事及び設計・調査等委託業務の成績評定については、一部署だけの課題にとどまらず全庁に関することから、契約主管課である管財課に申し入れを行いました。</p> <p>このことにより、管財課において各部署の状況を確認のうえ、令和5年度に工事発注部署などで関係課協議を行っています。</p> <p>福岡県の成績評定や近隣市の成績評定を参考にし、本市の成績評定案を検討しています。</p>	R6. 6. 26

1 1 令和 5 年度第 1 期定期監査及び行政監査

監査の結果及び措置状況（市民生活部人権政策課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計の一般会計繰入金について</p> <p>弁護士等委託料について、同額を一般会計からの繰入をしているが、特別会計内で対応を図ることが相当と考えられ、条例の運用、改正を検討されたい。</p>	<p>太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例第 2 条の規定に基づき、歳入は一般会計繰入金及び借入金の償還金、歳出は貸付事業費等として運用しており、現在事業費相当額を一般会計繰入金として処理しております。</p> <p>併せて太宰府市住宅新築資金等公債償還積立金条例第 2 条の規定に基づき、償還金相当額を特別会計における積立金として処理しております。同条例第 6 条には、積立金は、公債償還に要する費用に不足を生じた場合に限り、その全部又は一部を処分することができることと規定されており、国への公債費償還は平成 30 年度で完了していますが、個人からの滞納分償還金は未だ返済されていますので、その利子とともに積み立てていくこととしています。</p> <p>よって、特別会計分のみを原資として運用する歳入歳出は、償還金及び積立金に限ることとし、事業費相当額は一般会計繰入金において当面は充てていくという方針です。</p>	<p>R6. 6. 7</p>

監査の結果及び措置状況（健康福祉部高齢者支援課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）について</p> <p>一般会計から事業費の補填としての繰入を行う場合には、一定の基準に従って、繰入額を決定すべきである。繰入基準を明確にするよう検討されたい。</p>	<p>介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）については、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費（介護予防サービス調整に伴うケアプラン作成費）の収入をもとに運営している事業です。</p> <p>高齢化に伴い、介護認定の要支援者数、総合事業の事業対象者数が増加し、介護予防サービスを利用することで、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成）の件数が増加してくると、サービス収入（介護</p>	<p>R6. 6. 7</p>

	<p>予防サービス計画費収入)が増加します。</p> <p>サービス収入費だけでは賄えない部分を一般会計及び介護保険事業勘定から繰り入れを行っています。</p> <p>繰入基準については、介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の割合に応じ設定しています。</p> <p>介護予防ケアマネジメント費は地域支援事業実施要綱に基づき地域支援事業交付金の対象となっており、地域支援事業交付金は保険事業勘定にまとめて充てられるため、介護予防ケアマネジメント費にかかる支出額(赤字)については、介護保険事業勘定にて繰り入れを行います。</p> <p>介護予防給付費にかかる支出額(赤字)については、地域支援事業交付金の対象外であるため、一般会計より繰り入れを行っています。</p>	
--	--	--

#### 監査の結果及び措置状況（都市整備部建設課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>灌漑用揚水ポンプ施設管理基金の運用について</p> <p>灌漑用揚水ポンプ施設管理基金においては、新たな積み立ても考えられていないことから、その設置の目的及び基金としての意義を検証のうえ、その存廃について検討されたい。</p>	<p>灌漑用揚水ポンプ施設管理基金は、基金対応箇所が16か所あり、令和5年度末現在502,378円となっております。</p> <p>基金の存廃につきましては、農業者等利害関係者との調整が必要ですので、引き続き検討してまいります。</p>	R6.6.7

#### 1.2 令和5年度第2期定期監査及び行政監査

##### 監査の結果及び措置状況（都市整備部都市計画課）

監査結果	措置状況	通知日
<p>街なみ整備助成事業補助金について</p> <p>太宰府市街なみ整備助成事業補助金交付規則第3条において、交付対象者は、建造物等の所有者又は管理者となっている。</p> <p>賃借人（管理者）が申請人となっている場合、所有者も当該助成事業の制</p>	<p>同意書については受領済み。</p> <p>今後は所有者の合意を書面で提出することを条件とし、助成事業を行うこととする。</p>	R6.6.4

<p>約を受けることから所有者の同意も必要となる。</p> <p>さらに、対象事業に係る建造物の変更によって従来の賃貸借関係の契約内容が変わることから、所有者と賃借人（管理者）の新たな合意が必要となるため、この合意形成について指導を行うべきである。</p>		
--	--	--

### 1.3 令和5年度財政援助団体等監査

#### 監査の結果及び措置状況（観光経済部国際・交流課）

監査結果	措置状況（方針）	通知日
<p>（太宰府市国際交流協会分） 補助金の経理について</p> <p>交付申請書に添付された「予算書（正味財産増減計算ベース）内訳書」について、補助金の充当先が公益目的事業会計及び法人会計へそれぞれ均等に振り分けられているが、その目的たる支出と補助金の充当先が照合できるよう作成していただきたい。</p> <p>また、決算書中「正味財産増減計算書内訳表」においても、補助金は経常収益の公益目的事業会計及び法人会計へそれぞれ均等に振り分けて計上されているうえに、各事業の経費が公益目的事業会計に統合された形式となっており補助金の配分が不明確となっている。補助金とその目的たる支出が照合できるよう、事業ごとの区分経理を行った実績報告書を作成していただきたい。</p>	<p>「予算書（正味財産増減計算ベース）内訳書」内の補助金の充当につきまして、新年度(令和6年度)より充当先が分かるような事業毎内訳書の作成を行うよう検討して参ります。</p> <p>また、決算書におきましては事業ごとの区分経理を行った実績報告書の作成につきましても行うよう検討して参ります。</p>	R6. 6. 10
<p>（太宰府市国際交流協会分） 理事会の組織について</p> <p>国際交流協会においては、法人の業務執行を決定する機関として、理事会が組織されているところである。</p> <p>また、規則等には定められていないがより実務的な会議体として、理事で構成された運営委員会が設置されている。</p> <p>なお、この運営委員会の会議開催にお</p>	<p>評議員会や理事会は各種議決（承認）機関であり、協会の各種事業を遂行するために理事自らが運営委員となり実行班を構成していますが、本協会の定款には運営委員会を明記しておらず、今後理事会等で協議し、規則等の整備を行うよう検討して参ります。</p>	R6. 6. 10

<p>いては、出席者に費用弁償も支給されている。</p> <p>運営委員会の役割、位置づけを明確にするためにも規則等の整備を行っていただきたい。</p>		
<p>(国際・交流課分) 補助金の審査について</p> <p>国際・交流課においては、市補助金等交付規則に基づき補助金の申請書及び実績報告書を国際交流協会より受領をしているところである。交付申請書においては、各種公益目的事業ごとの予算が作成されており、経常費用の各事業を基に補助金が積算され交付決定が行われている。</p> <p>しかし、申請書の経常収益における補助金の配分は、公益目的事業会計及び法人会計に折半されているため、法人会計においては過大に補助金が計上されている状況となっている。このことから、適正な補助金の予算計上を協会へ指導されたい。</p> <p>実績報告書については、各種事業を公益目的事業として一括して計上されているが、申請書に対応した区分経理を指導したうえで報告を求めるべきである。</p> <p>また、補助金の交付決定及び額の確定(実績報告書)に係る決裁時の起案においては、特に補助額の積算過程の根拠、実績報告書等の審査結果を記載するなど適正な事務処理を行っていただきたい。</p>	<p>国際交流協会からの補助金申請書につきまして、ご指摘の正味財産増減計算書内訳表の公益目的事業会計と法人会計において、受入れ補助金が折半されていることにより、法人会計の補助金が過大に計上されていることに関しまして、適正な補助金の決算計上となるよう国際交流協会と連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、今後の国際交流協会からの補助金実績報告書におきましては、予算内訳書と同様の公益目的事業費と法人運営費に区分した決算内訳表となるよう国際交流協会と連携して取り組んでまいります。</p> <p>今後、補助金の交付決定及び額の確定に係る決裁時の起案におきましては、積算過程の根拠、実績報告書等の審査結果を記載するなど適正な事務処理を行ってまいります。</p>	R6. 6. 10